業サイクル館だより

第 10 号 平成30年12月6日 環境保全課 電話42-1806



紙製容器の出し方について



※紙製容器は対象です。



マークのついているものが

- ◆お菓子の紙箱やレトルト食品などの紙箱、洗剤や ティッシュなどの紙箱、商店の紙袋や包装紙など
- ◆ジュースや酒類、ヨーグルトなどのカップ等の内 **側がアルミ加工されたパック**など **→**
 - ※中身が見える袋に入れて出してください。



(紙袋)

(紙箱)

◎ 雑がみの出し方について ◎

※雑がみは、「はがき」、「手紙」、「封筒」、「コピーカーのでは、「・ラップの「芯」などが対象です。

※中身が見える袋に入れて出してください。

紙製容器も雑がみも大切な資源となる物です。 適正な排出をお願いします。

【問合せ先】環境保全課廃棄物対策係

電話42-1806